

昭和大学 医師臨床研修規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 第1条 この規程は、医師法第16条の2第1項に基づき、本学で医師臨床研修（以下「研修」という。）を実施するにあたり必要な事項を定める。

(臨床研修医)

第2条 臨床研修を受けている者を臨床研修医（以下「研修医」という。）という。

(研修の目的)

第3条 研修は、幅広い基本的臨床能力を身につけ、医師としての人格を涵養することを目的とする。

2 前項の基本的臨床能力とは、知識・技術・態度・情報収集力・総合判断能力をいう。

(研修医の定員)

第4条 研修医の定員は、別に定める。

2 前項の定員は、研修効果の評価に基づき随時見直すことがある。

(研修期間)

第5条 研修医の研修期間は、原則として2年間とする。

(研修の統括)

第6条 この規程に定める研修に関わる業務は、医師臨床研修センター（以下「研修センター」という。）が統括する。

2 医師臨床研修センター長（以下「センター長」という。）は、臨床研修を円滑に実施するため、臨床研修病院に提言、指導ならびに病院間の調整を行う。また、臨床研修病院より報告される臨床研修に関する決定事項について、必要に応じて最終決定を行う。

第2章 募集・採用

(研修医の募集)

第7条 研修センターは本学における基幹型臨床研修病院の募集要項、研修プログラムを公開し、全国から研修医を募集する。

(出願手続)

第8条 研修医を志願する者は、研修センターが指定する出願書類を研修センターに提出する。

(研修医の選考・合格の決定)

第9条 研修医採用は、あらかじめ募集に応じた者を研修センターにおいて選考する。

2 前項の選考は、採用試験として医師臨床研修医採用試験委員会が実施し、その結果に基づき合格者を決定する。

(研修マッチング)

第 10 条 医師臨床研修マッチング協議会に参加登録し、その参加条件および組合せ決定に従い研修医を採用する。

(採用手続)

第 11 条 採用が内定した場合は、研修条件につき内定者と研修仮契約書を締結する。この研修仮契約書は、医師国家試験合格者発表後、「研修契約書」に読み替えるものとする。

2 研修医として採用が内定した者は、採用に際して医師免許証の写し等の必要書類を研修センターに提出する。

3 採用内定後、内定者が卒業延期または医師国家試験不合格となった場合は、内定を取り消す。

4 採用決定者についてセンター長は医学部教授会に報告する。

5 医師国家試験合格直後に研修を選択しなかった者が、後に研修を希望し応募した場合には、本学研修プログラムの定員に対し空席があるときに限り、研修医としての応募資格を認める。また、その場合採用された者の身分については、研修修了時まで研修医として取扱う。

(研修制限)

第 12 条 研修医は、医籍登録が確認されるまでの間は診療に従事してはならない。

第 3 章 研修体制

(研修施設)

第 13 条 研修医は、基幹型臨床研修病院、協力型臨床研修病院および学外の臨床研修協力施設において研修を行う。

2 研修医が、臨床研修協力施設において臨床研修を行う場合には、研修センター長はあらかじめ研修期間、研修プログラム、研修項目、指導、評価等について当該施設の研修実施責任者と協議する。

(研修医の所属)

第 14 条 研修医は特定の診療科・部門に属さず、研修センターに所属して、マッチングした基幹型臨床研修病院の研修プログラムに則り、プログラム責任者および臨床研修責任者の管理の下で研修する。

(研修医の業務)

第 15 条 研修医は医師法第 16 条の 2 第 1 項に則り、研修に専念しなければならない。

2 研修医は、オリエンテーション、症例検討会等に参加しなければならない。

3 研修医は、第 28 条に定める担任指導医の下に、担当医として主治医の指示する診療を行う。また、診療科以外の部門では、第 30 条に定める臨床研修指導者の下で研修する。

4 研修医は、主治医が決定した診療計画に基づき診療を行う。

5 研修医は、各研修施設の医療安全管理体制に従い、患者に対しては責任を持って事故の発生を未然に防ぐとともに、事故発生時には速やかに所定の手続を取らなければならない。

(禁止事項)

第 16 条 研修医は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 昭和大学就業規則第 4 章（服務）に違反すること。
- (2) 本学の研修プログラムが認める病院・施設以外で診療業務に従事又は見学等の自主研修を行うこと（報酬の有無は問わない）。

(オリエンテーション)

第 17 条 研修センターは、研修開始にあたりオリエンテーションを実施し、研修医として必要な知識の修得を図る。

(研修方法)

第 18 条 研修医は、マッチングにより決定した研修プログラムおよび臨床研修病院の研修ローテーションに基づき、研修する。

- 2 各研修科の研修期間は、研修プログラムに定める。

(研修ローテーション)

第 19 条 研修ローテーションは、1 年次においては臨床研修病院で研修科、研修時期、指導医等を調整した上でその計画表を作成し、2 年次においては研修センターが計画表を作成する。ただし、全体の調整は研修センターが行う。

(研修プログラム)

第 20 条 研修プログラムは、医師臨床研修制度の基本理念に従い臨床研修病院が毎年度これを作成し、研修センターが全体を統括する。

- 2 研修プログラムには、研修医が研修修了までに到達すべき研修目標を掲げる。
- 3 研修プログラムには、必修とするコア・ローテーションと選択的なカリキュラムからなるローテーションを用意し、当該臨床研修病院の特色が出せるよう一定程度の多様性を持たせる。
- 4 研修プログラムに、プログラム責任者を置く。定員が 20 名以上の研修プログラムには、プログラム責任者のほかに副プログラム責任者を置く。
- 5 研修プログラムは、医学の進歩、卒前教育の充実、医療環境の変化、社会の要請等に伴い適宜見直すとともに、研修の質の向上を図るため恒常的に評価を行う。

第 4 章 指導・管理体制

(病院長)

第 21 条 臨床研修病院の病院長は、病院の管理者として、臨床研修に係る関連法規に則り、研修医の研修および監督にあたる。

(医師臨床研修管理委員会)

第 22 条 基幹型臨床研修病院に臨床研修管理委員会（以下、研修管理委員会）を設置し、委員長を置く。

- 2 研修管理委員会は、毎月定期的開催し研修センターとの密な連携の下に当該病院における臨床研修を実施する。その業務は次のとおりである。

- (1) 研修プログラムの作成、プログラム相互間の調整、研修医の管理および研修医の採用・中断・修了の際の評価、研修医のローテーション計画作成等、臨床研修の実施の統括管理を行う。
 - (2) 各研修医の研修進捗状況を把握・評価し、研修期間終了時に修了基準を満たさないおそれのある項目については確実に研修が行われるよう、プログラム責任者や指導医に指導・助言を行う。
 - (3) 研修期間終了の際は、プログラム責任者の報告に基づき、研修の修了認定の可否について評価を行い、病院長に報告する。なお、第 34 条に定める臨床研修の中断がある研修医については、中断証に記載された評価を考慮する。
 - (4) 研修医が臨床研修を継続することが困難であると評価された場合、中断を勧告することができる。
 - (5) 未修了との判定は、病院長と共に当該研修医および研修指導関係者から研修状況を十分に確認のうえ行う。
 - (6) 指導医の指導管理を行う。
 - (7) 研修医の研修環境の整備を行う。
 - (8) その他臨床研修に関する業務を行う。
- 3 研修管理委員会は、次に掲げる者をもって構成する。
- (1) 臨床研修病院の病院長
 - (2) プログラム責任者
 - (3) 研修指導に参加する研修科の長
 - (4) 臨床研修協力施設の研修実施責任者
 - (5) 事務部門の責任者
 - (6) 当該臨床研修病院と臨床研修協力施設以外に所属する医師、有識者 各 1 名
 - (7) 委員長が必要と認める臨床研修関係者
 - (8) 研修医 1 年次および 2 年次の代表者
- 4 研修管理委員長は、病院長が当該基幹型臨床研修病院のプログラム責任者から選任する。
- 5 研修管理委員長は、医師臨床研修(臨床研修医)委員会の委員としてその任にあたり、ともに、研修管理委員会の業務を統括する。
- 6 研修管理委員会に、研修プログラムの方針等を検討するため、研修指導コーディネート委員会(以下「コーディネート委員会」という。)を置く。仔細は別に定める。また、運営の必要に応じ、その他の委員会を置くことができる。
- (研修実施責任者)
- 第 23 条 協力型臨床研修病院および臨床研修協力施設に、当該施設における臨床研修を管理する者として、研修実施責任者を置く。
- 2 研修実施責任者は、当該施設の病院長が選任する。
 - 3 研修実施責任者は当該病院における臨床研修の実施を管理する。

(プログラム責任者・副プログラム責任者)

第 24 条 この規程の第 20 条第 4 項に定めるプログラム責任者および副プログラム責任者（以下「プログラム責任者等」という。）は、研修プログラムの企画立案および実施の管理を行うとともに、研修医に対する助言、指導その他の援助が円滑に行われるよう研修指導体制の充実を図る。

2 プログラム責任者は、以下の要件を満たす者とする。

(1) プログラム責任者は、7 年以上の臨床経験を有する者であり、臨床研修の基本理念を理解し、指導を行うことのできる経験および能力を有する者。

(2) 臨床研修の基本理念を踏まえた指導方法等に関する講習会および研修プログラムの実施を管理し、適切な指導体制の確保に資するための講習会を受講し、指導時間を十分にとれる常勤医師。

3 副プログラム責任者は、前項各号のプログラム責任者の要件に準ずる者とする。ただし、適切な指導体制の確保に資するための講習会を受講していることが望ましいこととする。

4 プログラム責任者と副プログラム責任者は、病院長が選任する。

(研修科の長)

第 25 条 研修科の長は、研修の管理にあたる。

2 研修科の長は、原則として診療科長とする。

(臨床研修責任者)

第 26 条 研修医が研修する各研修科に臨床研修責任者を置く。

2 臨床研修責任者は、当該科の研修プログラムを作成し改善するとともに、担任指導医等の決定、研修ローテーションの調整、並びに指導医教育を担当し研修の実施・管理にあたる。また、研修医評価を統括する。

3 臨床研修責任者は、指導を行い得る十分な臨床経験と高い指導技能をもつ准教授または講師とする。

(臨床研修指導医)

第 27 条 臨床研修指導医は、日常の臨床業務に従事する臨床経験 7 年以上で、厚生労働省の認定を受けた講習会を受講し、臨床経験と高い指導技能を有し、勤務体制上指導時間を十分に確保できる医師とする。

(担任指導医)

第 28 条 臨床研修指導医のうち、当該研修科において、定められた研修期間を通し研修医を指導担任する者を担任指導医（以下「指導医」という。）という。

2 指導医は、研修プログラムに則り、研修医の研修目標達成状況を把握し、研修医に対して適切な指導を行う。また、研修終了時には自ら評価を行うとともに、他の研修指導に関わる者の評価結果を取りまとめ、それらの結果を研修医に助言指導する。

3 指導医は、十分な指導時間を確保でき、実質的な指導ができる医師とする。原則として、助教以上の医師とする。

4 指導医は、本学その他において開催される指導医のための講習会等に参加することを通じて、指導能力を高めなければならない。

(上級医)

第 29 条 指導医の下で研修医の指導にあたる医師を上級医という。

2 上級医は、臨床経験 7 年未満の医師または臨床経験 7 年以上の指導医等講習会未受講の医師とする。

3 上級医は、休日・夜間の当直における研修医の指導に関して、指導医と同等の役割をする。
(臨床研修指導者)

第 30 条 臨床研修指導者(以下「指導者」という。)は、看護師・薬剤師・診療放射線技師・臨床工学技士・理学療法士・作業療法士など医師以外の医療技術職から十分な経験を有している責任者もしくは指導的な立場にある者とする。

2 臨床研修指導者は、病院長が選任する。

3 指導者は、臨床研修制度の基本理念および到達目標を理解し、本学のそれを理解したうえで、指導医の下で研修指導を行う。

4 指導者は、各自の専門領域の観点から研修医に指導を行う。

5 指導者は、研修医のローテーションごとに研修医評価票を用いて評価を行う。

6 指導者は、研修医が臨床研修の継続に支障を来すような状態または可能性があると判断した場合には、その旨を指導医に報告する。

第 5 章 研修評価

(研修医の評価)

第 31 条 研修医の知識・技能・態度の臨床研修目標に対する達成度を測定するため、評価を行う。

2 評価は診療技術面のみならず、チーム医療や患者とのコミュニケーションの面も含め、多面的に行う。

3 研修医の評価は、各研修科ローテーション終了時に、研修医評価票(研修到達管理システム(PG-EPOC)にて管理されている情報)に沿って、研修医の自己評価と指導医からの評価、指導者からの日常的な観察を通じての評価、受持ち患者からの評価その他による。

4 指導医は、評価結果を研修医に説明するとともにその結果を基に研修医が研修目標達成に近づくよう適切な助言・指導を行う。

(指導評価)

第 32 条 指導医および指導者の指導力向上および研修科の指導体制向上を目的として、各研修科ローテーション終了時に、研修医による指導評価を行う。

第6章 臨床研修の休止・中断および再開

(臨床研修の休止)

第33条 2年間の研修期間に、傷病、妊娠、出産、育児、その他の正当な理由で研修休止が必要になった場合は、研修期間の休日を除き、上限90日以内で休止を認めることとする。

(臨床研修の中断)

第34条 研修管理委員会は、医師としての適性を欠く場合、病気その他の事由により長期間研修を欠く場合等、研修医が臨床研修を継続することが困難であると認める場合には、当該研修医がそれまでに受けた臨床研修に係る当該研修医の評価を行い、病院長に対し、当該研修医の臨床研修を中断することを勧告することができる。

2 病院長は、前項の勧告または当該研修医の申出を受けて、当該研修医の臨床研修を中断することができる。

3 病院長は、研修医の臨床研修を中断した場合には、当該研修医の求めに応じて、速やかに、当該研修医に対して、所定の臨床研修中断証を交付する。

4 臨床研修中断証には、当該研修医が研修を開始しおよび中断した年月日、研修を中断した理由、研修を中断した時までの研修内容および研修医の評価等の事項を記載する。

5 病院長は、速やかに臨床研修中断報告書および当該中断証の写しを管轄する地方厚生局に送付する。

6 本学における臨床研修を中断した者について、その者の求めに応じて、臨床研修再開のための支援を行うことを含め、適切な進路指導を行う。

(臨床研修の再開)

第35条 臨床研修を中断した者が、臨床研修中断証を添えて研修再開を申し出た場合には研修管理委員会において研修再開の可否について審議し、その結果を遅滞なく申請者へ通知する。

2 病院長は、研修再開を許可した場合、研修再開の日から起算して1か月以内に、臨床研修の修了基準を満たすための履修計画書を作成し、管轄する地方厚生局に送付する。

第7章 臨床研修の修了

(総合評価および修了判定)

第36条 研修管理委員会は、研修医の研修期間の終了に際し、研修医評価票、研修目標の達成度を総合評価し、研修修了の判定を行い、その結果を病院長に報告する。

(修了認定)

第37条 病院長は、前条の総合評価および修了判定に基づき、研修医が臨床研修を修了したと認めるときは、速やかに、当該研修医に対して臨床研修修了証を交付する。

2 病院長は、前条に基づく臨床研修修了証の交付後1月以内に、臨床研修修了証を交付した研修医の氏名および生年月日を記載した臨床研修修了者一覧表を管轄する地方厚生局に提出する。

(未修了の判定)

第 38 条 病院長は、第 36 条の総合評価および修了判定に基づき、研修医が修了基準に到達していないと判断するときは、速やかに、当該研修医に対して、事由を付して、その旨を研修未修了理由書で通知する。

2 未修了とした場合は、当該研修医は原則として引き続き同一の研修プログラムで研修を継続することとし、病院長は、研修を継続させる前に、当該研修医が臨床研修の修了基準を満たすための履修計画書を、管轄する地方厚生局に送付する。

(未修了と判定した場合の取扱い)

第 39 条 研修期間終了時に当該研修医の研修休止期間が 90 日を超える場合には、原則として引き続き同一の研修プログラムで研修を行い、90 日を超えた日数分以上の研修を行う。

2 修了要件を満たしていない場合は、修了基準に到達するまで、必要な診療科における研修を行う。

3 研修終了後は、研修管理委員会にて修了判定を行う。

(修了者の追跡調査)

第 40 条 研修センターは、研修修了者の修了後の就業状況等について定期的に把握に努め、臨床研修体制充実に資する。

第 8 章 記録の保存

(研修記録の保存)

第 41 条 研修管理委員会は、帳簿または電磁的方法により、臨床研修を受けた研修医に関する記録を記載し、当該研修医が臨床研修を修了し、または中断した日から 5 年間保存する。

第 9 章 研修医の処遇

(研修医の研修条件)

第 42 条 研修医の研修条件（研修手当、勤務時間、休暇、時間外勤務、当直、社会保険、健康管理等）は、第 11 条第 1 項に定める研修契約書に明記する。

第 10 章 所 管

(所 管)

第 43 条 医師臨床研修に関する事務は、研修センター事務室が所管する。

附 則

1. この規程は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。
2. この規程の施行日をもって「医師臨床研修規程」（平成 30 年 7 月 10 日施行）は廃止する。
3. この規程の改廃は、臨床研修医委員会の提案に基づき医学部教授会の審議を経て理事会の承認を要するものとする。